

## 第67回認定 構造改革特別区域計画の概要

別紙1

番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の区域 の範囲	特区計画の概要	特例措置の番号	特例措置の内容
新規計画 4件							
1	大阪府	岸和田市	市立桜台保育所給食特区	岸和田市の岸和田中部地域	<p>市立桜台保育所の幼保連携型認定こども園改修工事には、給食室の改修も含まれている。そのため、工事期間(令和8年度)中は厨房設備が使えないため、自園調理が必須である3歳未満児(0~2歳児クラス)について、自園調理による給食の提供が不可となる。</p> <p>特例措置を活用すれば、3歳未満児にも外部搬入の給食が提供できるようになることで、給食室の大規模改修工事が可能になり、より安心な保育を実施することが出来る。</p>	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
2	静岡県	伊豆市	伊豆市こども園なかよし給食特区	伊豆市の全域	<p>伊豆市は、公立認定こども園への多様なニーズに対応するには、効率的な施設整備、人員配置が課題である。</p> <p>公設民管保育園の給食を活用した給食改修工事と、伊豆市こども園での活用、集中管理によるより人材不足の解消や経済的節減を図り、市内一貫した食育の実現が可能となる。また安定した味付けや市内業者等が取り扱う地元食材の利用が増え、安心・安全な給食を提供できる。</p>	2001	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業
3	長崎県	西彼杵郡時津町	"とびきり素敵に時を超える"とぎつワイン特区	西彼杵郡時津町の全域	<p>時津町ではふどうなどの果樹栽培が盛んであるが、生産者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の問題が顕著である。また、本町の観光消費額も低迷しており、一次產品を活用したとぎつブランドを確立しなければならない。町内ではワイン用のふどうも栽培され、これまでの栽培技術を活かして、今後も生産量を増やすことを目指す。また、生産者等による最低販賣数量基準などの制限によりなかなか販路が見付かってきていなかった。</p> <p>今回、本特例措置を活用することで、本町のブランド力を高め、一次產品の魅力向上を図ることで、農業振興や担い手の確保、さらには町外からの人の流れを生み出す。</p>	709(710,711)	特産酒類の製造事業
4	沖縄県	南城市	南城市泡盛天親田(アマウェーダ)特区	南城市的全域	<p>南城市は、沖縄県の稻作文化発祥の地とされている。しかし、近年は高齢化や農業担い手不足の進行により、棚田を中心とした農地景観の喪失や農業の衰退、稻作文化継承の危機的な状況にある。そこで、特産酒類の製造事業を活用し、市の特産物である米を原料とした泡盛(原料用アルコール)を域内で製造・販売する。これにより製造された泡盛は、市でのみ入手可能、かつ稻作伝説とも新ひ付いた「幻の古酒」として重要な観光資源となり、域内の産業振興や棚田景観の再生、雇用創出、経済の好循環等へ寄与することが期待される。</p>	709(710,711)	特産酒類の製造事業